

教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年10月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター(元気館) 2階 農事相談室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和5年10月3日(火) 1日間 至 令和5年10月3日(火)			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦		委員 岡田 三栄子	
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆	
	委員 佐々木 和代			
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 社会教育課長主幹 加藤 晴彦 総括指導主事 高岡 弘安			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代	
その他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・報告第6号 教育文化施設入館料の障害者減免にかかる確認方法の拡大に伴う各施設条例施行規則の改正について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回いじめ調査の概要及び1学期問題事象等の報告について ・ 学校等の適正規模適正配置に関する基本方針について ・ 教育委員の学校訪問について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年10月3日 午後9時30分から午前12時00分まで
- 2 場 所 加悦保健センター（元気館）2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和5年度第6回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（両委員とも了承）

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、7月20日に開催いたしました令和5年度第4回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、8月24日に開催いたしました令和5年度第5回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

[岡田委員]

文言の整理などをさせていただきましたが、内容は変わらないと思いますので、よろしくお願いたします。

[佐々木委員]

文言の整理をさせていただきました。

[樋口委員]

私も1ヶ所文言の削除をお願いしました。内容が大きく変わるものではありません。よろしくお願いたします。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会議で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

それでは、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい折に第6回教育委委員会会議にお集まりいただき、感謝を申し上げます。

いつも二十四節気の話を見せてもらっていますが、今月8日が秋が深まり野の草に冷たい露が結ぶという「寒露」となります。災害級の暑さ、命にかかわる危険な暑さという今まで聞くことがなかった言葉が飛び交った夏は過ぎ、日中の暑さはまだ少し残っていても、朝夕には涼しさというより冷気も感ずる頃となって来ました。

さて、コロナ感染症の状況ですが、少しだけ振り返らせてもらうならば、2年前はコロナ禍第5波の最中、4回目の緊急事態宣言が9月30日まで出されていました。1年前はコロナ禍第7波で2学期始業式の日には町内・組合の小中学校の児童生徒がコロナ罹患・濃厚接触者で約100名が欠席していました。一方で感染予防に最大限留意しながら、どこまでできるか？どうすればできるかを模索するウイズコロナの考え方も進んだ時でした。

そして今は、まさにポストコロナ、アフターコロナの中にいるわけですが、コロナ感染の状況が大きく変わったとは思いませんが、逆に人の意識の変化、例えばマスク着用に係る変化の大きさに正直戸惑うところがあります。

定点把握の状況はレジュメにある通りですが、全国、京都府の状況以上に8月下旬以降の丹後地域の数値が高くなりました。それを裏付けるように子どもたちの罹患が増え、9月の2週目には橋立中学校、3週目には江陽中学校で、4週目は岩滝小学校で、それぞれ1クラスを学級閉鎖としました。そして5週目には橋立中学校で3クラス、江陽中学校で2クラス、さらに加悦中学校で1クラスを学級閉鎖としました。現在、定点把握の数値は、全国、京都府、丹後でも下がってきていますが、この間の特徴は急速に感染が拡大するといった状況があるところでした。

また、報道によれば、全国的に異例の早い時期からのインフルエンザの流行も起きているようです。今後、こちらにおいても4年ぶりのインフルエンザ大流行そして新型コロナウイルス感染症との同時流行といった厳しい事態が現実のものとなりつつあり、大変心配をしているところです。

続いて、園・小中学校及び社会教育の状況、まず諸行事ですが、先月7日から1泊2日で石川小学校の修学旅行が実施され無事に終わることができ、今年度の町・組合の修学旅行はすべて終わることができました。

そして、中学校では先月9日と16日に開催された体育祭に続いて30日には文化祭が開催が予定されていましたが、コロナ感染の拡大により各校ともに延期や分割開催されています。幸いにして小学校では27日に町小学校陸上記録会が4年ぶりに一堂に会する形で開催されました。また、こども園では年代別などそれぞれに工夫を凝らした運動会行われています。いずれにしても、それぞれ感染予防に留意しながらもコロナ禍前に近い形での開催となり、多くの保護者を迎えての形が戻ってきたものと思います。

社会体育の分野も同様で、大江山登山マラソンやこちらにも4年ぶりに開催された町駅伝

大会など、コロナ禍前に戻ってきた感がいたします。さらには区民運動会が4年振りに開催された区も多くあり、春の祭の復活に続き、地域とのつながりを子どもたちが実感出来る場が増えてきたと喜んでいきます。

次に園・学校訪問ですが、今月の11日の石川小学校をはじめとして11月にかけて委員の皆様には、園・学校訪問をお世話にさせていただきます。いずれもお忙しい中ですが、何卒、よろしく願いいたします。訪問を受ける園・学校側の管理職そして授業の参観を受ける教員側にとっても、委員さんの訪問という重みをしっかりと理解しての当日になるかと思えます。委員の皆様には、例年のとおり、忌憚のないご意見とご指摘をよろしく願いいたします。

そして9月26日に閉会となりました9月定例会ですが、一般質問ではレジュメにあるようなものがありました。「発達障害への対応」については、当町における発達上の課題・障害を持つ児童生徒の状況と支援体制等について答弁しました。「就学援助制度」については、宮津市と本町の就学援助受給率の相違についてや保護者への周知方法について答弁しました。「バス通学」については、ランドセル内の教科書副読本などの携行品が特に低学年には重すぎるのではないかとの意見について、何を持ち帰らすのか、残すのか、この観点での学校での指導に引き続き努めると答弁しました。そして、「野田川地域の認定こども園」の建設については、町長より石川保育所の周辺地を含めたところを新園舎の整備計画地とすることを表明いたしました。

また、補正予算や決算審議の中では、レジュメにあるような質問がございました。

最後、その他になりますが、本日は諸報告、そして継続審議の学校等の適正規模適正配置についての意見交換などをお世話にさせていただければと考えています。この後の時間、よろしく願いいたします。

[岡田委員]

先月、橋立中の体育祭に出席させていただきました。コロナで1週間ほど延期になりましたが、保護者の方もたくさんお見えになっていて、小学校の6年生、高学年は凄いなと思ったのですが、やはり中学生になったら、全然、小学校とは違って中学生らしく体育祭に臨んでいたのを、拝見することができて嬉しく思いました。今後もコロナや、様々なことがあるのでしょうか、子供たちには最大限いろんな経験をさせていただけるように、またお願いしたいなと思っております。良い体育祭でした。

それと、パソコンが2台あって、何かの記録を取っているのかなと思っていたのですが、各先生がたまに何かしら話しかけたりされて欠席されていた子供に、そうしてライブのオンラインで見せられる配慮もしていただいていたので、子供にとっては参加はできなくても、この様にして自分も参加した気分になれたのかと思いました。先生にはご苦労ですけどありがたく思いました。

[長島教育長]

私も、その様子を見させていただいたのですが、先生が画面の向こうにいる生徒に話しかけているのがすごく印象的で、タブレットを本当に有効活用し、そうした1つを見せてもらえたというふうに思いました。

[樋口委員]

石川地区に住んでいますが、先々週、区民運動会がコロナもありました。雨の影響もあり6年ぶりの開催となりました。ほぼ小学生は体験したことが無く久しぶりの開催でした。本当に子供たちが楽しそうでした。地域の方々もその子供たちも、運動されて楽しくされてる姿を、応援している一堂に会して、こんな楽しいことが戻ってきたなというふうに感慨深く思いました。

何よりも地域の方々や、準備された方達も大変だったと思いますし、学校の教職員の皆さんも天候などを気にしながらも、きちんと準備していただいて、滞りなく進行していただいたのは本当にありがたかったと思います。またこれが、どんどん続いて行ければ良いと思いました。

[佐々木委員]

加悦中学校の体育祭に参加させていただきました。岡田委員が言われるのと同じ様に、中学生らしい姿を見られたと思いながら、子供の減少に伴ってなのか、保護者の方が少ないのが印象的で、先日の陸上記録会においても、もっと並んでいたという話が保護者の間でありました。コロナの影響もあってか、何となく保護者さんの足も遠のいてる様に感じながら拝見しました。

[長島教育長]

他に、質問等ございますか。

[長島教育長]

次に、日程第4、「報告事項」に入らせていただきます。

報告第6号「教育文化施設入館料の障害者減免にかかる確認方法の拡大に伴う各施設条例施行規則の改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[岡田委員]

便利になると手帳を忘れても、携帯はこのご時世ですから必ず持っていれば、楽ができるため良いと思うのですが、障害の程度によってはご自身でアプリを入れられることが難しい方もおられるかと思しますので、その辺は役場で支援していただけるのか、福祉の民生委員の方がしていただけるのか、その様な箇所を徹底して、障害者の方にも利用し易い様にご配慮をお願いできたらと思います。

[小谷社会教育課長]

せっかく良いものがあっても、おっしゃった通り、アプリの入れ方が分からないという方をサポートすることは非常に大事なことだと思いますので、ご意見いただいた様に福祉課の方にもしっかりお伝えして対応したいと思います。

1つ説明を忘れたのですが、このアプリが全国のどこの施設でも使えるという訳では無

くて、あくまで対応した施設で使えるのですが、対応していない施設は使えなくて、結局アプリと手帳を両方持って行かなくてはならないらしいのです。アプリがあるから手帳は持って行かなくてもいいことにはならない様です。

もう1つはアプリが使える所には行ったものの、受付の人がアプリの利用について知らなかったことが、全国的にはよくあるらしいです。与謝野町の4課は受付で説明してませんが、その様な事が無い様に努めていきたいと思っています。

[長島教育長]

他に、質問等はございますか。

[長島教育長]

次に、日程第5、「その他」に入らせていただきます。

初めに「第1回いじめ調査の概要及び1学期問題事象等の報告について」、高岡総括指導主事が報告をいたします。

(高岡総括指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[岡田委員]

このいじめの問題で、課題のある子供さんが加害者になる確率が高く、パーセントとしては高いと毎回ご説明いただいています。先生だけでは、多分無理なのだろうと思うのです。

スキルの高い先生の指導を受けて、その子が社会に出た時に、皆と生活が一緒にできる様に、ご指導の方もお願いしたいと思っています。

[長島教育長]

特性を有する児童生徒というものは、専門的な指導および医療的な支援のあり方というところですかね。その辺りの部分について高岡総括からお願いします。

[高岡総括指導主事]

確かに学校だけでは方策があったり、適切な指導が作りにくい、難しい事案はたくさんあります。ですから、京都府も文科省も学校にSCであったりSSWであったりというところの活動、あるいは町もいろんな形で予算立てをしていただいています。岡田委員が申された専門機関との連携をしながら、時にはケース会議を持って対応に当たっていただきます。

ですから、絶対にしてはいけないことに対しての指導を当然しないといけないのです。今、一番言われているのは、その子どもが何故その様な行動をするのかといった背景であったり、要因の精度の高いアセスメント、分析、それに基づいた指導を立てなければならないのです。そこについては様々な専門的な機関と繋がりながら対応させていただければというところです。

[酒井委員]

今のところ重大事態の報告を受けてないことから、重大事態に及ぶものは無いのだと思いますが、以前に申し上げた通り、学校の先生はできるだけ大事にしたいということ、できれば、その代わりとして解決を図りたいという思いはあるのかと思われませんが、その反面、被害者の児童が関わっており、かなり長期になってしまう事例もある様です。

重大事態の判断というのは、厳しく、しっかりしていただく様に改めてお願いしたいと思います。

[高岡総括指導主事]

いじめ事案4例というのは、学校としても重々承知の上での経過観察であったり、それが行き届いてると良いのですけれども、適切なスピーディーな対応をしていただいているので、今の所そこまで大きくはならないです。

実はこの1学期に、1つ間違えれば重大事態になるであろう学校や加害者側の保護者の危機管理や、加害者の親に対して大きく物を申される場合がありますが、その多くが、やはり初期対応の不手際です。

その日のうちに管理職まで話をして然るべき対応を取っていれば、大きな問題にならない事案があります。それは酒井委員も申された様に、担任が1人で処理をしようと思ったり、担任の感覚で報告は必要無いという認識で、止まることがありますので、それは校長・教頭・教務主任・生徒指導主任には全ての教職員に「軽微だと思っても必ず伝えなさい」ということを言っているのですが、それがなかなか貫徹できない部分で、2年程ずいぶん尾を引くような事案もあったことは確かです。その後の経過を見ないといけない様な事案もあります。

[樋口委員]

中学校の不登校が少し増えてるのが気になります。4年から5年経過してしまっていて、コロナの問題だけと考えるものでは無いでしょう。いろんな要因があって増えている印象でして、個々の、それぞれの事情の中で増えてる。数字だけを問題にするのでは無く、過去の内容であるとか、これから対応をしっかりと考えて行かなければならないと思います。何よりも、ご本人も悩んでおられるでしょうし、また御家族、保護者も悩んでおられる所もあるので、きちんと町が実施していることで繋げられることがあるのであれば、それが的確に、正確に伝わる事が大事なかなと思います。

それから、専門の方にアドバイスをいただくことが大切だと思います。不登校で悩んでいる親御さんの息子・娘が行きたくないと言って、行かなくてもいいよという一言と、例えば、子育て関係にいらっしゃる方が、安心させるためにいいよと言うのは重みが違うのです。ですので、子育て関係の管理しておられる方にも町の政策であるとか、町がどういったことをしてるかということ、理解していただくということに、私達も尽力しなければならぬのかと身に染みました。その辺も考えていきたいと思っております。

[高岡総括指導主事]

やはりコロナの3年間で不登校に対する保護者の考えも全てではありませんが変わってきています。この休んでおられる3名は、保護者の方が、子供が休みたいと言ったら休ま

せます。親が何かをする時には、子供も連れて行くという親の都合で休んでいます。

学校だけが学ぶ場ではない。そういう様な考え方も含めて、不登校に対する考え方が一つ変わってきているだろうと思われまます。フリースクールでもトライアングルでも通信でも、学校で無くても良いと言うところは変わってきています。それが、全ての増えた要因ではないですが、そういった世の中の動きもあります。よってコロナの3年間で、休むということに対する抵抗も少し減っているのもであろうと思われまます。

[樋口委員]

個々に寄り添って、的確な対応というものはやはり大事なことだと思われまますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思われまます。

[佐々木委員]

中学校の新規不登校者が増加してはいますが、親としてはコロナ禍の影響で子供が少しでも不調を訴えれば、休ませないといけないという流れが作られてしまったというものは無きにしも非ずなのかとも思われまます。中学校ではタブレット等を使って、不登校の児童生徒とのやり取りをしていただいているので、本当にいろんな考え方がありますが、学校としては社会の中で育つのが良いことを言っていくのが一つなのかと感じました。

同一児童が繰り返し問題事象を起こすことについても被害児童はもちろんなのですが、ここはで加害行為を見ている他の児童への何というのでしょうか理解教育が大事なのかと少し思われまます。加害児童の行動の動機や原因をきちんと伝えて行かないといけないのではないかと思われまます。

[高岡総括指導主事]

不登校の部分についてですが、トライアングルの取り組みを見ていると、やはり1人1人に合った学校ではできない取り組みや、児童の本音を出すまで徹底的に許容するなどの中で、エネルギーを持って小学校の2人の子は、午前中トライアングルで、昼からは学校に行けるように、この1学期からなっています。

何が言いたいかと言われまますと、1人の子供が何故その様なことをするのか、暴力だったり不登校の要因、昔からの愛着が要因であったりもするのですが、そこをトライアングルの様な所でじっくりと時間かけながら、寄り添いながらという対応になるのかと思われまます。学校で出来ないところは、そういった所も活用してはいますが、1人1人に合った手立てが必要だろうと思われまます。

[長島教育長]

続きまして、第1回いじめ調査に関わることについて、高岡総括指導主事が報告をいたします。

(高岡総括指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ござはいますか。

[岡田委員]

今、給食は雑談しながら食事ができていますが、ご説明いただいた様にコロナ禍の時は黙食であり、本当は子供にとって一番楽しい時間のはずなのに、話もできずに3年間の黙食で会話が減ったことも、子供たち同士の信頼関係や先生とのコミュニケーション不足が表れているのかと思います。普通に給食も楽しい時間として過ごせるようになって、休み時間も多人数で学校で遊べたりしたら、楽観的な見方ですけど戻ってくるのかと思います。

それまで、この3年間失われたコミュニケーションの時間の少なさから来る弊害は、これから本当に出てくるかと思われまますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

[長島教育長]

それでは会議を始めまして1時間少し経過しましたので、10分ほど休憩をさせていただけたらと思ひます。

(暫時休憩)

[長島教育長]

休憩を閉じ、再開させていただきたいと思ひます。

「学校等の適正規模適正配置に関する基本方針」の改定版についての協議の方に入らせていただきたいと思ひます。

(「学校等の適正規模適正配置に関する基本方針について」協議)

[長島教育長]

それでは時間が押してきましたので、学校の適正規模・適正配置に関する協議についてはここで止めさせていただきまして、次長の方から教育委員さんによる学校訪問についてお願ひいたします。

(中上次長より学校訪問の説明及び日程調整)

[中上教育次長]

私の方からは以上です。次いで、次回の日程調整をさせていただきたいと思ひます。

(次回教育委員会議の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会議については、10月26日(木)となります。午後1時半からお世話になりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前12時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和5年10月3日（火）

午前9時30分～

場 所：加悦保健センター2階農事相談室

日程第1 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第2 確認事項
会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告事項
報告第6号 教育文化施設入館料の障害者減免にかかる確認方法の拡大に伴う各施設条例施行規則の改正について

日程第5 その他
◇第1回いじめ調査の概要及び1学期問題事象等の報告について
◇学校等の適正規模適正配置に関する基本方針について
◇教育委員の学校訪問について
◇今後の予定について

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

(与謝野町立三河内郷土資料室／加悦椿文化資料館／与謝野町立江山
文庫／与謝野町立古墳公園の各条例施行規則の一部改正について)

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年10月3日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

ミライロIDの町内一斉運用開始に伴い、所管する教育文化施設入館料の障害者減免にかかる確認方法を拡大する条項を盛り込んだ形で条例施行規則を改正する必要があったところ、同規則の一部改正について教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり与謝野町立三河内郷土資料室／加悦椿文化資料館／与謝野町立江山文庫／与謝野町立古墳公園の各条例施行規則の一部を改正することを専決処分する。

令和5年9月29日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

教育施設入館料等の障害者減免に係る確認方法の拡大に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町教育委員会規則第6号

教育施設入館料等の障害者減免に係る確認方法の拡大に伴う関係規則の整備に関する規則

(与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の一部改正)

第1条 与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「受けている者」の次に「（次項において「手帳所持者」という。）」を加え、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第3号に該当する者（手帳所持者に限る。）は、そのことを証明する書類（携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの（町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。）を含む。）を提示しなければならない。

(加悦椿文化資料館条例施行規則の一部改正)

第2条 加悦椿文化資料館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「受けている者」の次に「（次項において「手帳所持者」という。）」を加え、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第2号に該当する者（手帳所持者に限る。）は、そのことを証明する書類（携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの（町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。）を含む。）を提示しなければならない。

(与謝野町立江山文庫条例施行規則の一部改正)

第3条 与謝野町立江山文庫条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規

則第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号イ中「受けている者」の次に「(次項において「手帳所持者」という。)」を加え、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第1号イに該当する者(手帳所持者に限る。)は、そのことを証明する書類(携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの(町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。))を含む。)を提示しなければならない。

(与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正)

第4条 与謝野町立古墳公園条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「受けている者」の次に「(次項において「手帳所持者」という。)」を加え、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第2号に該当する者(手帳所持者に限る。)は、そのことを証明する書類(携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの(町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。))を含む。)を提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

教育施設入館料等の障害者減免に係る確認方法の拡大に伴う関係規則の整備に関する規則

第1条による改正〔与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則新旧対照表〕

現 行	改 正 案
<p>(入室料の減免)</p> <p>第4条 条例第6条の規定により、入室料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者 _____ 及びその介護者が入室するとき 2分の1に相当する額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により入室料の減免を受けようとする者は、あらかじめ郷土資料室入室料減免申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>(入室料の減免)</p> <p>第4条 条例第6条の規定により、入室料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者(次項において「手帳所持者」という。) 及びその介護者が入室するとき 2分の1に相当する額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により入室料の減免を受けようとする者は、あらかじめ郷土資料室入室料減免申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。<u>この場合において、前項第3号に該当する者(手帳所持者に限る。)</u>は、そのことを証明する書類(携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの(町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。))を含む。)を提示しなければならない。</p>

教育施設入館料等の障害者減免に係る確認方法の拡大に伴う関係規則の整備に関する規則

第3条による改正〔与謝野町立江山文庫条例施行規則新旧対照表〕

現 行	改 正 案
<p>(入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第10条の規定による入館料等を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入館料</p> <p>ア 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育活動又は保育所(園)による保育活動のため入館するとき 全額</p> <p>イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者 _____ _____及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額</p> <p>ウ その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により、入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ入館料・使用料減免除申請書を町長に提出しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>(入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第10条の規定による入館料等を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入館料</p> <p>ア 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育活動又は保育所(園)による保育活動のため入館するとき 全額</p> <p>イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者 <u>(次項において「手帳所持者」という。)</u>及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額</p> <p>ウ その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により、入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ入館料・使用料減免除申請書を町長に提出しなければならない。<u>この場合において、前項第1号イに該当する者(手帳所持者に限る。)</u>は、<u>そのことを証明する書類(携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの(町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。))を含む。</u>を提示しなければならない。</p>

教育施設入館料等の障害者減免に係る確認方法の拡大に伴う関係規則の整備に関する規則

第4条による改正〔与謝野町立古墳公園条例施行規則新旧対照表〕

現 行	改 正 案
<p>(入園入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により、入園入館料又は使用料を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者 _____ 及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の規定により、入園入館料又は使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ施設入園入館料・使用料減免除申請書を教育長に提出しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>(入園入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により、入園入館料又は使用料を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者(次項において「手帳所持者」という。) 及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の規定により、入園入館料又は使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ施設入園入館料・使用料減免除申請書を教育長に提出しなければならない。<u>この場合において、前項第2号に該当する者(手帳所持者に限る。)は、そのことを証明する書類(携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの(町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。))を含む。)を提示しなければならない。</u></p>

障害者手帳を、 あなたのスマホに。

カバンや財布から取り出していた障害者手帳を、
スマホでパッと提示できます。



障害者手帳を
スマホに表示



お得に使える
電子クーポンを提供



障害者割引価格の
チケットを販売



一人ひとりに合わせた
情報を配信



必要なサポートの
伝達をアシスト



施設や店舗の
バリアフリー情報を掲載

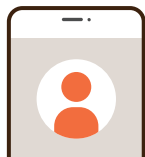


● 事前準備

アプリをインストール



アカウントを登録



障害者手帳を
撮影して申請



ミライロID
運営事務局にて
審査を行います

3営業日ほどで
審査が完了します



● 施設や店舗にて

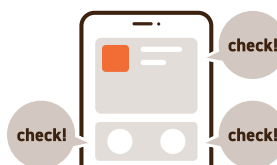
アプリを起動



施設や店舗で
ホーム画面を提示



係員が画面内容を
確認します



使える場所
全国に拡大中!

3,500
事業者以上



アプリストア

無料

ミライロIDの
ダウンロードは
こちらから!



Webサイト

ミライロID

検索

<https://mirairo-id.jp>



**GOOD DESIGN
AWARD 2022**

● 窓口での利用方法

ログイン後に表示される「ホーム」画面を施設や店舗で提示します。

身体障害者手帳の画面



精神障害者保健福祉手帳の画面



療育手帳の画面



手帳画像を
タップして
拡大!

手帳の
切り替えも
簡単!



● 確認時の注意事項

手帳の種類によって、表示される項目が異なります。画面を確認する際は、ご注意ください。

■ マイナポータル連携



■ 旅客運賃減額

身体 1種 / 2種 精神 なし 療育 1種 / 2種

● 詳細情報の確認方法

左上のメニューマークをタップ



手帳欄の下矢印をタップ



「手帳情報を確認する」をタップ



画面に表示されます



※ 手帳の背景はグラデーション(動く仕様)になっています。
※ 連携済のキャラクター(マイナちゃん)はアニメーションになっています。

※ 有効期限や再認定日、再判定日等を超過した場合、手帳画像は自動的に表示されなくなります。
※ 本マニュアルは、2022年12月31日時点の内容です。内容は、予告なく変更になる場合があります。

Q&A

よくある質問を掲載しています。
こちらからご確認ください。

ミライロID ヘルプセンター

検索



お問い合わせ

ご質問やご相談は、こちらから
ご連絡ください。

support@mirairo-id.jp

